



鳥取県公報

平成 20 年 3 月 28 日 (金)
号外第 26 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 条 例	鳥取県立人権ひろば 21 の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例 (8) (人権推進課) 7
	貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 (9) (指導管理課) 15
	鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例 (10) (〃) 19
	鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 (11) (分権自治推進課) 21
	鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部を改正する条例 (12) (障害福祉課) 23
	鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例 (13) (〃) . . . 29
	鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例 (14) (医療指導課) . . . 31

==== 公布された条例のあらまし ====

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

指定管理者に管理を行わせることができる公の施設について、指定管理者における人材の確保及び管理運営の効率化を図るため、管理の期間を延長する。

2 条例の概要

(1) 次の公の施設について、指定管理者の管理の期間を5年間（現行 3年間）とする。

- ア 鳥取県立人権ひろば21
- イ 鳥取県立県民文化会館
- ウ 鳥取県立童謡館
- エ 鳥取県立倉吉未来中心
- オ 鳥取県立米子コンベンションセンター
- カ 鳥取県立夢みなとタワー
- キ 鳥取県立鹿野かちみ園
- ク 鳥取県立鹿野第二かちみ園
- ケ 鳥取県立皆生尚寿苑
- コ 鳥取県立福祉人材研修センター
- サ 鳥取県立障害者体育センター
- シ 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国
- ス 鳥取県立布勢総合運動公園
- セ 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園以外）
- ソ 鳥取県立東郷湖羽合臨海公園（燕趙園）
- タ 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館
- チ 鳥取県立農村総合研修所
- ツ 鳥取県立とっとり出会いの森
- テ 鳥取県立みなとさかい交流館
- ト 鳥取県立生涯学習センター
- ナ 鳥取県立武道館
- ニ 鳥取県営鳥取屋内プール
- ヌ 鳥取県営米子屋内プール
- ネ 鳥取県営ライフル射撃場
- ノ 鳥取県立倉吉体育文化会館
- ハ 鳥取県立鳥取産業体育館
- ヒ 鳥取県立米子産業体育館

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

地域における医師不足の状況にかんがみ、国の緊急医師確保対策に基づく医師養成数の増加に伴う鳥取大学医学部の定員の特別入学枠（以下「特別枠」という。）について、当該特別枠に入学する学生に対し、貸し付ける緊急医師確保対策奨学金（以下「奨学金」という。）の新設に伴い、当該奨学金の返還に係る債務の免除

について規定する。

2 条例の概要

(1) 次のとおり、奨学金の返還に係る債務の免除の条件及び範囲を定める。

免 除 の 条 件	免除の範囲
ア 鳥取大学を卒業した日から起算して2年以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該された日の前日までの期間に相当する期間を控除した期間とする。）を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務（医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間にあつては、当該研修）に従事したとき。	債務の全部
イ アの業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。	
ウ イに該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部

(2) その他所要の規定の整備を行う。

(3) 施行期日は、平成21年4月1日とする。ただし、(2)は、公布日から施行する。

緊急医師確保対策奨学金の概要

対 象 鳥取大学において医学を専攻する者で、将来県内の病院等において医師の業務に従事しようとするもの（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学卒の入学者に限る。）

貸 与 額 月額15万円

貸与人数 5名

鳥取県手数料徴収条例の一部改正について

1 条例の改正理由

受益の負担と公平の確保を図るため、一般用医薬品の登録販売者試験の実施、販売従事者の登録等に係る事務の手数料を新たに徴収するとともに、介護サービス情報の調査に係る手数料の額を見直す。

2 条例の概要

(1) 次のとおり新たに手数料を徴収する。

事務の区分	手数料の額
一般用医薬品の販売又は授与に必要な資質を有する者の確認のための試験（以下「登録販売者試験」という。）の実施	1件につき14,000円
医薬品の販売又は授与に従事する者の登録（以下「販売従事登録」という。）	1件につき7,100円
登録販売者試験に合格したこと等を証する書類の交付（登録販売者試験の合格通知と併せて行う当該書類の交付を除く。）	1件につき650円
販売従事登録を受けた者に交付する登録証（以下「販売従事登録証」という。）の書換え交付	1件につき2,000円
販売従事登録証の再交付	1件につき2,900円

(2) 介護サービス情報の調査に係る手数料を次のとおり介護サービスの種類別（現行 一律45,000円）に徴収する。

介護サービスの種類	手数料の額
ア 居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び施設サー	1件につき41,900円

ビス	
イ アに掲げるサービス以外のサービス	1件につき35,600円

- (3) 其他所要の規定の整備を行う。
(4) 施行期日は、公布日とする(3)を除き、平成20年4月1日とする。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

ツキノワグマ保護管理計画の策定に伴い、鳥獣の捕獲等の許可等(クマによる被害の防止を目的とするものに限る。以下同じ。)の事務の移譲先である市町村を見直す等所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律等に基づく鳥獣の捕獲等の許可等の事務の移譲先である市町村を次のとおり改める。

現行	改正後
鳥取市、倉吉市、八頭郡の町並びに東伯郡琴浦町及び北栄町	鳥取市、岩美郡岩美町、八頭郡の町、東伯郡三朝町及び日野郡日南町

- (2) 其他所要の規定の整備を行う。
(3) 施行期日等
ア 施行期日は、平成20年4月1日とする。
イ 所要の経過措置を講ずる。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部改正について

1 条例の改正理由

心身障害者扶養共済制度について、社会情勢の変化、加入者の減少、受給権者の寿命伸長等の要因により、当該制度を安定して継続することが困難となったことから当該制度の保険約款における掛金が改正されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

2 条例の概要

- (1) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正

ア 鳥取県心身障害者扶養共済制度(以下「共済制度」という。)に係る掛金の額について次の表のとおり改正する。

加入時における年齢区分	現行	改正後	
		改正後の新規加入者に係る掛金月額	改正前の既加入者に係る掛金月額
35歳未満	3,500円	9,300円	5,600円
35歳以上40歳未満	4,500円	11,400円	6,900円
40歳以上45歳未満	6,000円	14,300円	8,700円
45歳以上50歳未満	7,400円	17,300円	10,600円
50歳以上55歳未満	8,900円	18,800円	11,600円
55歳以上60歳未満	10,800円	20,700円	12,800円
60歳以上65歳未満	13,300円	23,300円	14,500円

なお、昭和61年3月31日以前に共済制度に加入している者であって、当該加入時における年齢が45歳未満のもの(共済制度発足後1年以内に45歳以上で加入した者を含む。)については、次の表のとおりとする。

昭和61年4月1日現在における年齢区分	現行	改正後
35歳未満	3,500円	5,600円

35歳以上40歳未満	4,500円	6,900円
40歳以上45歳未満	6,000円	8,700円
45歳以上	7,400円	10,600円

イ 弔慰金の額を次の表のとおり改正する。

加入期間	現行	改正後	
		改正後の新規加入者	改正前の既加入者
1年以上5年未満	2万円	5万円	3万円
5年以上20年未満	5万円	12万5,000円	7万5,000円
20年以上	10万円	25万円	15万円

ウ 脱退一時金の額を次の表のとおり改正する。

加入期間	現行	改正後	
		改正後の新規加入者	改正前の既加入者
5年以上10年未満	3万円	7万5,000円	4万5,000円
10年以上20年未満	5万円	12万5,000円	7万5,000円
20年以上	10万円	25万円	15万円

エ その他所要の規定の整備を行う。

(2) 鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正

年金受給権者の死亡の届出又は年金受給権者の現況報告(以下「届出等」という。)の際の住民票の写しの添付を不要とするため、本人確認情報を利用することができる事務に、届出等の事務を加える。

(3) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部改正について

1 条例の改正理由

65歳以上75歳未満の障害者について、後期高齢者医療制度の被保険者に移行した場合に生ずる保険料の負担等の状況にかんがみ、加入している医療保険制度にかかわらず特別医療費助成制度の助成対象とするよう所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 65歳以上75歳未満の障害者について、後期高齢者医療制度の被保険者の認定を受けるための手続を行うことを助成対象の要件としないこととする。

(2) 施行期日は、公布の日とする。

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部改正について

1 条例の改正理由

(1) 県は、県内の市町村間の財政状況の不均衡を是正し、安定的な運営を図るため、鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例(以下「条例」という。)に基づき、市町村に対して調整交付金を交付している。

(2) 国の医療制度改革により、国民健康保険法等の一部が次のとおり改正された。

ア 老人保険制度及び退職者医療制度が廃止され、後期高齢者医療制度が創設された。

イ 介護療養型医療施設が平成23年度までに廃止されるなど、療養病床の再編成が行われる。

(3) (2)に伴い、条例で定める調整交付金の算定根拠となる保険給付費等を変更する等所要の改正を行う。

2 条例の概要

(1) 調整交付金について、その算定根拠となる保険給付費等に次のものを加える。

ア 高額介護合算療養費

イ 前期高齢者納付金

ウ 後期高齢者支援金

エ 病床転換支援金

- (2) 調整交付金の算定根拠となる保険給付費等について、次のとおり経過措置を講ずる。
- ア 平成18年10月1日前行われた診療に係る特定療養費を支給した市町村については、特定療養費を加える。
 - イ 退職被保険者及びその扶養者（以下「退職被保険者等」という。）が所属する市町村については、一般被保険者（退職被保険者等以外の保険者をいう。）に係る保険給付費等とする。
- (3) その他所要の規定の整備を行う。
- (4) 施行期日は、平成20年4月1日とする。

高額介護合算療養費：療養の給付費等に被保険者が負担する各医療保険制度の療養の給付に係る一部負担金の額及び介護保険の利用者に係る一部負担金の額の合計額が著しく高額であるときに支給されるもの。

前期高齢者納付金：退職医療制度の廃止に伴い創設される前期高齢者交付金（各保険者の加入者数に占める前期高齢者（65歳から74歳までの者）の偏在による財政状況の不均衡を調整するために支給される交付金）の財源として各保険者が納付するもの。

後期高齢者支援金：各保険者が加入者数に応じて後期高齢者医療制度へ納付するもの。

病床転換支援金：病院等の開設者が行う病床の転換に要する費用を助成するため保険者が負担するもの。

条 例

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第8号

鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県立人権ひろば21の設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第47号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立県民文化会館の設置及び管理に関する条例(平成5年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第3条 鳥取県立童謡館の設置及び管理に関する条例(平成7年鳥取県条例第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正)

第4条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第5条 鳥取県立米子コンベンションセンターの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第16号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第6条 鳥取県立夢みなとタワーの設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第7条 鳥取県立社会福祉施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間(鳥取県立福原荘にあっては、3年間)</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第8条 鳥取県立福祉人材研修センターの設置及び管理に関する条例(平成13年鳥取県条例第11号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例の一部改正)

第9条 鳥取県立障害者体育センターの設置及び管理に関する条例(平成15年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第10条 鳥取県立鳥取砂丘こどもの国の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第19号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県都市公園条例の一部改正)

第11条 鳥取県都市公園条例(昭和54年鳥取県条例第31号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前														
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>別表第3(第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税と</td> <td style="text-align: center;">非課税と</td> </tr> </table>	区 分	使 用 料		金 額		非課税と	非課税と	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p> <p>別表第3(第14条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="width: 15%; text-align: center;">区 分</td> <td colspan="2" style="text-align: center;">使 用 料</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">金 額</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">非課税と</td> <td style="text-align: center;">非課税と</td> </tr> </table>	区 分	使 用 料		金 額		非課税と	非課税と
区 分		使 用 料													
		金 額													
	非課税と	非課税と													
区 分	使 用 料														
	金 額														
	非課税と	非課税と													

	単 位	される公 園施設の 設置等	される公 園施設の 設置等以 外の設置 等		単 位	される公 園施設の 設置等	される公 園施設の 設置等以 外の設置 等
略				略			
第7条 第1項 又は第 2項の 許可	略			第3条 第1項 又は第 2項の 許可	略		
備考 略				備考 略			

(鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第12条 鳥取県立氷ノ山自然ふれあい館の設置及び管理に関する条例(平成10年鳥取県条例第25号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>5</u> 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>3</u> 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第13条 鳥取県立農村総合研修所の設置及び管理に関する条例(昭和59年鳥取県条例第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>5</u> 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	(指定管理者の管理の期間) 第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から <u>3</u> 年間とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。

(鳥取県立とっとり出合いの森の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第14条 鳥取県立とっとり出会いの森の設置及び管理に関する条例（平成11年鳥取県条例第6号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

（鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例の一部改正）

第15条 鳥取県立みなとさかい交流館の設置及び管理に関する条例（平成9年鳥取県条例第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

（鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部改正）

第16条 鳥取県立生涯学習センターの設置及び管理に関する条例（昭和54年鳥取県条例第32号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>（指定管理者の管理の期間）</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日（当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日）から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第17条 鳥取県営社会体育施設の設置及び管理に関する条例(昭和39年鳥取県条例第24号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第5条 指定管理者が第3条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第18条 鳥取県立倉吉体育文化会館の設置及び管理に関する条例(昭和56年鳥取県条例第8号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する知事の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>とする。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。</p>

(鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例の一部改正)

第19条 鳥取県立産業体育館の設置及び管理に関する条例(平成9年鳥取県条例第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>5年間</u>と</p>	<p>(指定管理者の管理の期間)</p> <p>第4条 指定管理者が前条に規定する業務を行う期間は、同条に規定する教育委員会の指定を受けた日の属する年度の翌年度の4月1日(当該指定を受けた日が4月1日である場合は、当該日)から<u>3年間</u>と</p>

する。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。	する。ただし、再指定による期間の更新を妨げない。
--------------------------	--------------------------

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日前に地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定に基づき、公の施設の管理を行わせることとした同項に規定する指定管理者の管理の期間については、なお従前の例による。

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第9号

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

貸付金の返還に係る債務の免除に関する条例（昭和44年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改正後				改正前			
<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>				<p>知事は、次の表の左欄に掲げる貸付金の貸付けを受けた者（以下「借受者」という。）が同表の中欄に掲げる免除の条件に適合する場合は、それぞれ同表の右欄に掲げる免除の範囲内においてその返還に係る債務を免除することができる。</p>			
貸付金の種類		免除の条件		免除の範囲		免除の範囲	
略				略			
医 師 養 成 確 保 奨 学 金	<p>県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「指定病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度の初日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修（以下単に「臨床研修」という。）を受け、当該研修を修了した日から起算</p>	債務の全部	医 師 養 成 確 保 奨 学 金	<p>県内における医師の確保を図るため、大学（学校法人自治医科大学を除く。以下この項において同じ。）において医学を専攻する者で、将来県内の知事が指定する病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金</p>	<p>1 大学を卒業した日の属する年度の翌年度から起算して1年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師免許を取得した後、直ちに医師法（昭和23年法律第201号）第16条の2第1項に規定する臨床研修を受け、当該研修を修了した日から起算して医</p>	債務の全部

して医師養成確保奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、指定病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の

いて「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（国立大学法人鳥取大学（以下「鳥取大学」という。）において医学を履修する課程に地域枠推薦入学により入学した者（以下この項において「地域枠入学者」という。）以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の2倍に相当する期間（当該期間が9年を超える場合にあつては、9年）とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間）内に、病院等において常勤医師（当該病院等において定める医師の勤務時間のすべてを勤務し、かつ、1週間当たり32時間以上勤務する医師をいう。）としての業務に奨学金の貸与を受けた期間に相当する期間（地域枠入学者以外の者にあつては、奨学金の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超え

		1.5倍に相当する期間（当該期間が6年を超える場合にあっては、6年））以上通算して従事したとき。				る場合にあっては、6年））以上通算して従事したとき。	
		略				略	
		3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部			3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。	債務の全部又は一部
緊急 医師 確保 対策 奨 学金	県内における医師の確保を図るため、鳥取大学において医学を専攻する者（緊急医師確保対策に基づき設置される特別の入学枠により入学した者に限る。）で、将来知事が勤務を命ずる県内の病院又は県内の普通地方公共団体が設立する診療所（以下「勤務命令病院等」という。）において医師の業務に従事しようとするものに対して貸し付ける資金	1 鳥取大学を卒業した日から起算して2年（災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めるときは、知事がその都度定める期間）以内に医師国家試験に合格し、当該試験に合格した年度の翌年度に医師として県職員に採用され、当該採用された日から起算して緊急医師確保対策奨学金（以下この項において「奨学金」という。）の貸与を受けた期間の1.5倍に相当する期間（医師として県職員に採用された日の属する年度の初日から当該採用された日の前日までの期間（知事が必要と認める期間に限る。）に相当す	債務の全部				

		<p>る期間を控除した期間とし、災害、疾病その他やむを得ない理由により知事が必要と認めたときは、知事がその都度定める期間とする。)を県職員として、勤務命令病院等において医師の業務(医師として県職員に採用された日から臨床研修を修了する日までの間)にあっては、当該研修。以下この項において同じ。)に従事したとき。</p>				
		<p>2 前号に規定する業務に従事する期間中に、業務上の事由により死亡し、又は業務に起因して精神若しくは身体に著しい障害を受けたためその業務に従事することができなくなったとき。</p>				
		<p>3 前号に該当する場合を除き、死亡し、又は精神若しくは身体に著しい障害を受けたため医師の業務に従事することができなくなったとき。</p>	<p>債務の全部又は一部</p>			
<p>略</p>		<p>略</p>				
<p>備考 略</p>		<p>備考 略</p>				

附 則

この条例は、平成21年4月1日から施行する。ただし、本則の表医師養成確保奨学金の項の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第10号

鳥取県手数料徴収条例の一部を改正する条例

鳥取県手数料徴収条例（平成12年鳥取県条例第37号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動号」という。）に対応する同表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下「移動後号」という。）が存在する場合には、当該移動号を当該移動後号とし、移動後号に対応する移動号が存在しない場合には、当該移動後号（以下「追加号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の表示を除く。以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の表示及び追加号を除く。）に改める。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（13の2） 略</p> <p>（13の3） 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 <u>次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 2px;">1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス</td> <td style="width: 20%; padding: 2px; text-align: center;">1件につき 41,900円</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2 1に掲げるサービス以外のサービス</td> <td style="padding: 2px; text-align: center;">1件につき 35,600円</td> </tr> </table> <p>（13の4）～（55） 略</p> <p><u>（55の2） 薬事法第36条の4第1項の規定に基づく一般用医薬品の販売又は授与に従事しようとする者がそれに必要な資質を有することを確認するための試験の実施 1件につき14,000円</u></p> <p><u>（55の3） 薬事法第36条の4第2項の規定に基づく医薬品の販売又は授与に従事する者の登録 1件につき7,100円</u></p> <p><u>（55の4） 略</u></p> <p><u>（55の5） 略</u></p> <p><u>（55の6） 略</u></p> <p><u>（55の7） 略</u></p> <p>（56）及び（57） 略</p>	1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス	1件につき 41,900円	2 1に掲げるサービス以外のサービス	1件につき 35,600円	<p>（手数料の徴収）</p> <p>第2条 次の各号に掲げる事務については、当該各号に定める額の手数料を徴収する。</p> <p>（1）～（13の2） 略</p> <p>（13の3） 介護保険法第115条の29第2項の規定に基づく介護サービス情報の調査 <u>1件につき45,000円</u></p> <p>（13の4）～（55） 略</p> <p><u>（55の2） 略</u></p> <p><u>（55の3） 略</u></p> <p><u>（55の4） 略</u></p> <p><u>（55の5） 略</u></p> <p>（56）及び（57） 略</p>
1 介護保険法第8条第1項に規定する居宅サービス（特定施設入居者生活介護に限る。）及び同条第23項に規定する施設サービス	1件につき 41,900円				
2 1に掲げるサービス以外のサービス	1件につき 35,600円				

<p>(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第6項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="244 387 786 432"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(58)～(66) 略</p> <p>(66の2) 薬事法施行規則第159条の7第2項第1号に規定する登録販売者試験に合格したことを証する書類(薬事法施行規則の一部を改正する省令(平成20年厚生労働省令第9号)附則第3条の規定が適用される場合にあつては、薬事法第28条第1項の許可を受けていることを証する書類)の交付(薬事法施行規則第159条の6の規定による通知と併せて行う当該書類の交付を除く。) 1件につき650円</p> <p>(66の3) 薬事法施行規則第159条の11第1項の規定に基づく販売従事登録証の書換え交付 1件につき2,000円</p> <p>(66の4) 薬事法施行規則第159条の12第1項の規定に基づく販売従事登録証の再交付 1件につき2,900円</p> <p>(66の5) 略</p> <p>(67)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	略	<p>(57の2) 薬事法施行令第80条の規定により処理することとされている薬事法第13条第5項の規定に基づく医薬品等の製造業の許可の区分の変更又は追加の許可 次の表の左欄に掲げる区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額</p> <table border="1" data-bbox="845 387 1388 432"> <tr> <td>略</td> </tr> </table> <p>(58)～(66) 略</p> <p>(66の2) 略</p> <p>(67)～(326) 略</p> <p>2 略</p>	略
略			
略			

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第57号の2の改正は、公布の日から施行する。

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第11号

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例の一部を改正する条例

鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（平成11年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削る。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
事務	市町村等	事務	市町村等
略		略	
28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) 略	鳥取市、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、 <u>東伯郡三朝町</u> 及び <u>日野郡日南町</u>	28 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1)～(18) 略	鳥取市、 <u>倉吉市</u> 、八頭郡の町 <u>並びに東伯郡琴浦町</u> 及び <u>北栄町</u>
29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>岩美郡岩美町</u> 、八頭郡の町、 <u>東伯郡三朝町</u> 及び <u>日野郡日南町</u>	29 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則に基づく事務のうち、28の項に規定する事務に係る事務で27の項(1)から(6)までに掲げるもの	鳥取市、 <u>倉吉市</u> 、八頭郡の町 <u>並びに東伯郡琴浦町</u> 及び <u>北栄町</u>
略		略	
47 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	各町村	47 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	<u>倉吉市</u> 及び各町村
48 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	境港市及び各町村	48 租税特別措置法の施行のための規則に基づく事務のうち、別に規則で定めるもの	<u>倉吉市</u> 、境港市及び各町村

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前にされた申請等に対する改正後の鳥取県知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例（以下「新条例」という。）別表28の項及び29の項に掲げる許可等の処分

その他の行為（以下「移譲事務」という。）については、なお従前の例による。

- 3 施行日前に知事又はその委任を受けた者が行った移譲事務は、新条例第2条の規定により事務を処理する町の行った移譲事務とみなす。前項の規定により知事又はその委任を受けた者が行う移譲事務についても、同様とする。

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第12号

鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例等の一部を改正する条例

(鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例の一部改正)

第1条 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例(昭和45年鳥取県条例第12号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者であって、将来独立して生計を営むことが困難であると認められるものをいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する者であって、現に心身障害者を扶養しているものをいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>3 この条例において「重度障害」とは、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する身体障害の状態をいう。ただし、規則で定める身体障害の状態を除く。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>4 略</p> <p>(加入資格)</p> <p>第3条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であって、加入時において<u>次に掲げる</u>要件に該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) <u>特別の疾病又は障害を有せず、心身障害者扶養保険契約の対象</u>となることができる者であること。</p> <p>2 <u>次に掲げる</u>要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。</p>	<p>(定義)</p> <p>第2条 この条例において「心身障害者」とは、次の各号の<u>一に</u>該当する者であって、将来独立して生計を営むことが困難であると認められるものをいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>2 この条例において「保護者」とは、次の各号の<u>一に</u>該当する者であって、現に心身障害者を扶養しているものをいう。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>3 この条例において「重度障害」とは、次の各号の<u>一に</u>該当する身体障害の状態をいう。ただし、規則で定める身体障害の状態を除く。</p> <p>(1)~(9) 略</p> <p>4 略</p> <p>(加入資格)</p> <p>第3条 共済制度に加入することができる者は、心身障害者の保護者であって、加入時において<u>次の各号に</u>掲げる要件に該当するものとする。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 心身障害者扶養保険契約の<u>被保険者</u>となることができる者であること。</p> <p>2 <u>次の各号に</u>掲げる要件に該当する者は、前項の規定にかかわらず、共済制度に加入することができる。</p>

<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(加入) 第4条 略</p> <p>2 知事は、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合を除くほか、前項の加入の承認をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(口数の追加) 第4条の3 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合において、次の各号の<u>いずれかに</u>該当する場合を除くほか、口数追加の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 口数追加の申込者が、口数追加時において<u>特別の疾病又は障害を有するため心身障害者扶養保険契約の対象となる</u>ことができない者であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(年金の支給停止) 第10条 年金受給権者が次の各号の<u>いずれかに</u>該当するときは、その該当する期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(弔慰金の給付) 第14条 略</p> <p>2 前項の弔慰金の額は、加入期間に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき <u>5万円</u></p> <p>(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき <u>12万5,000円</u></p> <p>(3) 加入期間が20年以上のとき <u>25万円</u></p> <p>3 第1項の加入者(第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。)が口数追加加入者であるときは、前項の額に、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。</p> <p>(1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき <u>5万円</u></p> <p>(2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき <u>12万5,000円</u></p>	<p>(1)及び(2) 略</p> <p>(加入) 第4条 略</p> <p>2 知事は、次の各号の<u>一に</u>該当する場合を除くほか、前項の加入の承認をしなければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(口数の追加) 第4条の3 略</p> <p>2 知事は、前項の規定による申込みがあった場合において、次の各号の<u>一に</u>該当する場合を除くほか、口数追加の承認をしなければならない。</p> <p>(1) 口数追加の申込者が、口数追加時において心身障害者扶養保険契約の<u>被保険者</u>となることのできない者であるとき。</p> <p>(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(年金の支給停止) 第10条 年金受給権者が次の各号の<u>一に</u>該当する場合は、その該当する期間年金の支給を停止する。</p> <p>(1)~(3) 略</p> <p>(弔慰金の給付) 第14条 略</p> <p>2 前項の弔慰金の額は、加入期間に応じ、次に掲げる額とする。</p> <p>(1) 加入期間が1年以上5年未満のとき <u>2万円</u></p> <p>(2) 加入期間が5年以上20年未満のとき <u>5万円</u></p> <p>(3) 加入期間が20年以上のとき <u>10万円</u></p> <p>3 第1項の加入者(第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。)が口数追加加入者であるときは、前項の額に、その死亡の日まで継続する口数追加加入者であった期間(以下この項において「口数追加期間」という。)に応じ、次に掲げる額を加算する。ただし、口数追加期間が1年に満たないときは、この限りでない。</p> <p>(1) 口数追加期間が1年以上5年未満のとき <u>2万円</u></p> <p>(2) 口数追加期間が5年以上20年未満のとき <u>5万円</u></p>
---	---

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 略

(脱退一時金の給付)

第14条の2 加入者が、次の各号のいずれかに該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を給付する。ただし、加入者であった期間（口数追加にあっては、口数追加加入者であった期間）が5年に満たないとき、又は加入者が転出（新たに県外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 脱退一時金の額は、前項第1号に掲げる場合にあっては、加入者であった期間（以下この項及び第4項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 加入期間が20年以上のとき 25万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であった期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次に掲げる額を加算する。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 7万5,000円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 12万5,000円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 25万円

4 第1項第2号に掲げる場合にあっては、脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

5 略

(地位の喪失等)

第17条 加入者は、次の各号のいずれかに該当するときは、その事実の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失う。

(1)～(6) 略

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 10万円

4 略

(脱退一時金の給付)

第14条の2 加入者が、次の各号の一に該当するときは、規則で定めるところにより、当該加入者に脱退一時金を給付する。ただし、加入者であった期間（口数追加にあっては、口数追加加入者であった期間）が5年に満たないとき、又は加入者が転出（新たに県外に住所を有することとなったことをいう。以下同じ。）したことに伴い、転出後の住所を管轄する地方公共団体の実施する心身障害者扶養共済制度の加入者となったときは、この限りでない。

(1)及び(2) 略

2 脱退一時金の額は、前項第1号に掲げる場合にあっては、加入者であった期間（以下この項及び第4項において「加入期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1) 加入期間が5年以上10年未満のとき 3万円

(2) 加入期間が10年以上20年未満のとき 5万円

(3) 加入期間が20年以上のとき 10万円

3 口数追加加入者については、前項の額に、脱退した日まで継続する口数追加加入者であった期間（以下この項及び次項において「口数追加期間」という。）に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額を加算する。

(1) 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 3万円

(2) 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 5万円

(3) 口数追加期間が20年以上のとき 10万円

4 第1項第2号に掲げる場合にあっては、脱退一時金の額は、口数を減少した日まで継続する加入期間又は口数追加期間に応じ、それぞれ次の各号に掲げる額とする。

(1)及び(2) 略

5 略

(地位の喪失等)

第17条 加入者は、次の各号の一に該当する場合は、その事実の生じた日の属する月の翌月から加入者としての地位を失う。

(1)～(6) 略

<p>2 口数追加加入者は、次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、その事実の生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(届出義務等)</p> <p>第18条 加入者は、次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>2 年金受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、<u>速やかにその旨</u>を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 年金管理者は、次の各号の<u>いずれかに該当するときは</u>、規則で定めるところにより、<u>速やかにその旨</u>を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 年金受給権者に第10条各号の<u>いずれかに該当する事実が発生し、又は消滅したとき</u>。</p> <p>4 年金受給権者又は年金受給権者に代わって現に年金を受領し、及び管理している年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況を知事に報告しなければならない。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入者又は口数追加加入者となったときの年齢区分</th> <th>掛金(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満の者</td> <td>9,300円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満の者</td> <td>11,400円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満の者</td> <td>14,300円</td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満の者</td> <td>17,300円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満の者</td> <td>18,800円</td> </tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満の者</td> <td>20,700円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満の者</td> <td>23,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入者又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金(月額)	35歳未満の者	9,300円	35歳以上40歳未満の者	11,400円	40歳以上45歳未満の者	14,300円	45歳以上50歳未満の者	17,300円	50歳以上55歳未満の者	18,800円	55歳以上60歳未満の者	20,700円	60歳以上65歳未満の者	23,300円	<p>2 口数追加加入者は、次の各号の<u>一に該当する場合は</u>、その事実の生じた日の属する月の翌月から口数追加加入者としての地位を失う。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>3 略</p> <p>(届出義務等)</p> <p>第18条 加入者は、次の各号の<u>一に該当する場合は</u>、規則で定めるところにより、速やかにその旨を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)~(5) 略</p> <p>2 年金受給権者は、氏名又は住所を変更したときは、規則で定めるところにより、<u>すみやかにその旨</u>を知事に届け出なければならない。</p> <p>3 年金管理者は、次の各号の<u>一に該当する場合は</u>、規則で定めるところにより、<u>すみやかにその旨</u>を知事に届け出なければならない。</p> <p>(1)及び(2) 略</p> <p>(3) 年金受給権者に第10条各号の<u>一に該当する事実が発生し、又は消滅したとき</u>。</p> <p>4 年金受給権者又は現に年金を受領し、及び管理している年金管理者は、規則で定めるところにより、年金受給権者の現況を知事に報告しなければならない。</p> <p>別表(第5条関係)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>加入者又は口数追加加入者となったときの年齢区分</th> <th>掛金(月額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>35歳未満の者</td> <td>3,500円</td> </tr> <tr> <td>35歳以上40歳未満の者</td> <td>4,500円</td> </tr> <tr> <td>40歳以上45歳未満の者</td> <td>6,000円</td> </tr> <tr> <td>45歳以上50歳未満の者</td> <td>7,400円</td> </tr> <tr> <td>50歳以上55歳未満の者</td> <td>8,900円</td> </tr> <tr> <td>55歳以上60歳未満の者</td> <td>10,800円</td> </tr> <tr> <td>60歳以上65歳未満の者</td> <td>13,300円</td> </tr> </tbody> </table>	加入者又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金(月額)	35歳未満の者	3,500円	35歳以上40歳未満の者	4,500円	40歳以上45歳未満の者	6,000円	45歳以上50歳未満の者	7,400円	50歳以上55歳未満の者	8,900円	55歳以上60歳未満の者	10,800円	60歳以上65歳未満の者	13,300円
加入者又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金(月額)																																
35歳未満の者	9,300円																																
35歳以上40歳未満の者	11,400円																																
40歳以上45歳未満の者	14,300円																																
45歳以上50歳未満の者	17,300円																																
50歳以上55歳未満の者	18,800円																																
55歳以上60歳未満の者	20,700円																																
60歳以上65歳未満の者	23,300円																																
加入者又は口数追加加入者となったときの年齢区分	掛金(月額)																																
35歳未満の者	3,500円																																
35歳以上40歳未満の者	4,500円																																
40歳以上45歳未満の者	6,000円																																
45歳以上50歳未満の者	7,400円																																
50歳以上55歳未満の者	8,900円																																
55歳以上60歳未満の者	10,800円																																
60歳以上65歳未満の者	13,300円																																

(鳥取県住民基本台帳法施行条例の一部改正)

第2条 鳥取県住民基本台帳法施行条例(平成14年鳥取県条例第42号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後	改正前
<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で</p>	<p>(本人確認情報を利用することができる事務)</p> <p>第2条 法第30条の8第1項第2号に規定する条例で</p>

定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による同条例第4条第1項の承認、 <u>同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付、同条例第18条第3項（第2号の場合に限る。）の届出又は同条例第4項の現況の報告</u> に関する事務であって規則で定めるもの (7)～(9) 略	定める事務は、次に掲げるものとする。 (1)～(5) 略 (6) 鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（昭和45年鳥取県条例第12号）による同条例第4条第1項の承認 <u>又は同条例第14条の2第1項の脱退一時金の給付</u> に関する事務であって規則で定めるもの (7)～(9) 略
--	---

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）の前日から引き続き鳥取県心身障害者扶養共済制度に関する条例（以下「共済条例」という。）第2条第4項に規定する心身障害者扶養共済制度（以下「扶養共済制度」という。）に加入している者（以下「改正前加入者」という。）について第1条の規定による改正後の共済条例（以下「新条例」という。）並びに附則別表第1及び附則別表第2の規定を適用する場合には、次の表の第1欄に掲げる者の区分に応じ、同表の第2欄に掲げる規定中同表の第3欄に掲げる字句は、それぞれ同表の第4欄に掲げる字句とする。

1 昭和54年10月1日以後に加入した者であって、加入者となったときの年齢が45歳以上であった者及び昭和61年4月1日以後に加入した者であって、加入者となったときの年齢が45歳未満であった者	第5条第1項	加入者（第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の	昭和54年10月1日以後に加入した者（第17条第1項第2号ただし書の規定に該当する加入者を除く。）は、規則で定めるところにより、その加入したときの
		別表	附則別表第1
2 施行日の前日までの間の口数追加加入者（共済条例第5条第2項に規定する口数追加加入者をいう。以下同じ。）	第5条第2項	別表	附則別表第1
	附則別表第1	加入時における	口数追加加入者となったときの
3 前2号に掲げる者以外の者	第5条第1項	加入の承認を受けた日の属する月から、規則で定めるところにより、加入時の	規則の定めるところにより、昭和61年4月1日における
		別表	附則別表第2
		20年	25年

3 改正前加入者については、新条例第14条第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に定めるところにより弔慰金を支給する。

(1) 共済条例第14条第2項に掲げる弔慰金の額

ア 加入期間（共済条例第14条第1項に規定する加入期間をいう。以下同じ。）が1年以上5年未満のとき 3万円

イ 加入期間が5年以上20年未満のとき 7万5,000円

ウ 加入期間が20年以上のとき 15万円

(2) 共済条例第14条第3項に掲げる弔慰金の加算額

- ア 口数追加期間（共済条例第14条第3項に規定する口数追加期間をいう。以下同じ。）が1年以上5年未満のとき 3万円
- イ 口数追加期間が5年以上20年未満のとき 7万5,000円
- ウ 口数追加期間が20年以上のとき 15万円
- 4 改正前加入者については、新条例第14条の2第2項及び第3項の規定にかかわらず、次に定めるところにより脱退一時金を支給する。
- (1) 共済条例第14条の2第2項に掲げる脱退一時金の額
- ア 加入期間が5年以上10年未満のとき 4万5,000円
- イ 加入期間が10年以上20年未満のとき 7万5,000円
- ウ 加入期間が20年以上のとき 15万円
- (2) 共済条例第14条の2第3項に掲げる脱退一時金の加算額
- ア 口数追加期間が5年以上10年未満のとき 4万5,000円
- イ 口数追加期間が10年以上20年未満のとき 7万5,000円
- ウ 口数追加期間が20年以上のとき 15万円
- 5 この条例の施行前の心身障害者の死亡に係る弔慰金並びに加入者の申出及び口数の減少に係る脱退一時金の額については、なお従前の例による。

附則別表第1（附則第2項関係）

加入時における年齢区分	掛金（月額）
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上50歳未満の者	10,600円
50歳以上55歳未満の者	11,600円
55歳以上60歳未満の者	12,800円
60歳以上65歳未満の者	14,500円

附則別表第2（附則第2項関係）

昭和61年4月1日現在における年齢区分	掛金（月額）
35歳未満の者	5,600円
35歳以上40歳未満の者	6,900円
40歳以上45歳未満の者	8,700円
45歳以上の者	10,600円

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年 3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第13号

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例の一部を改正する条例

鳥取県特別医療費助成条例の一部を改正する条例（平成19年鳥取県条例第74号）の一部を次のように改正する。

改正文の第1段落中「、号及び別表の細目」を「及び号」に、「次の表の改正後」を「同表の改正後」に改める。

改正文の第2段落の次に次の改正文を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

鳥取県特別医療費助成条例（昭和48年鳥取県条例第27号）別表の改正規定を次のように改める。

改 正 後	改 正 前										
<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者であって、<u>前年の所得（当該医療を受ける日の属する月が1月から6月までの場合にあっては、前々年の所得。以下同じ。）の額（規則で定める者にあつては、当該所得の額から規則で定める額を控除した額。以下同じ。）が、その者の所得税法（昭和40年法律第33号）に規定する控除対象配偶者及び扶養親族（以下「扶養親族等」という。）の有無及び数に応じて、次の表に定める基準額に満たないもの</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">扶養親族等の数等</th> <th style="text-align: center;">基準額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族等がないとき</td> <td style="text-align: right;">1,595,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族等の数が1人のとき</td> <td style="text-align: right;">1,975,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族等の数が2人のとき</td> <td style="text-align: right;">2,355,000円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">扶養親族等の数が3人以上のとき</td> <td style="text-align: right;">2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額</td> </tr> </tbody> </table> <p>（2）児童相談所又は知的障害者更生相談所により<u>重度の知的障害者と判定された者であつて、前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数</u></p>	扶養親族等の数等	基準額	扶養親族等がないとき	1,595,000円	扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円	扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円	扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額	<p>別表（第3条関係）</p> <p>（1）身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により交付を受けた身体障害者手帳に身体上の障害の程度が1級又は2級である者として記載されている者</p> <p>（2）児童相談所又は知的障害者更生相談所により<u>重度の知的障害者と判定された者</u></p>
扶養親族等の数等	基準額										
扶養親族等がないとき	1,595,000円										
扶養親族等の数が1人のとき	1,975,000円										
扶養親族等の数が2人のとき	2,355,000円										
扶養親族等の数が3人以上のとき	2,355,000円に扶養親族等のうち2人を除いた扶養親族等1人につき380,000円を加算した額										

<p><u>に</u>応じて、前号の表に定める基準額に満たないもの</p> <p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者であって、<u>前年の所得の額が、その者の扶養親族等の有無及び数に応じて、第1号の表に定める基準額に満たないもの</u></p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における<u>同法第6条第1項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているものうち前年の所得について、所得税法その他の所得税に関する法令の規定により所得税が課されていないもの並びにこれらの者が扶養している児童</u></p> <p>(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者</p>	<p>(3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条第2項の規定により交付を受けた精神障害者保健福祉手帳に精神障害の程度が1級である者として記載されている者</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 母子及び寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する配偶者のない女子並びに同項及び母子及び寡婦福祉法施行令（昭和39年政令第224号）第1条中「女子」とあるのは「男子」と、同条第2号中「母」とあるのは「父」と読み替えた場合における<u>同項に規定する配偶者のない男子で現に児童（18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいう。以下同じ。）を扶養しているものうち規則で定めるもの並びにこれらの者が扶養している児童</u></p> <p>(6) 小学校就学の始期に達するまでの間にある者（<u>5歳以上の者にあつては、病院等に入院している者に限る。</u>）</p>
---	---

附則第3項中「別表第1号ア」を「別表第1号」に改め、「前々年の所得」の次に「。以下同じ。」を、「平成18年の所得」の次に「と、同表第2号及び第3号中「前年の所得」とあるのは「平成18年の所得」」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成20年3月28日

鳥取県知事 平 井 伸 治

鳥取県条例第14号

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例の一部を改正する条例

鳥取県国民健康保険財政調整交付金条例（平成17年鳥取県条例第66号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加条を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を<u>定めるものとする。</u></p> <p>（定義）</p> <p>第1条の2 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>（1）普通調整交付金 国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令（昭和34年政令第41号。以下「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</p> <p>（2）特別調整交付金 政令第4条の2第1項第2号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法及び政令で使用する用語の例による。</p> <p>（調整交付金の種類）</p> <p>第3条 調整交付金は、普通調整交付金及び特別調整交付金とする。</p>	<p>（目的）</p> <p>第1条 この条例は、国民健康保険法（昭和33年法律第192号。以下「法」という。）第72条の2第1項の規定に基づき、市町村が行う国民健康保険の財政を調整するための調整交付金（以下「調整交付金」という。）の交付に関し必要な事項を<u>定めることを目的とする。</u></p> <p>（調整交付金の種類）</p> <p>第3条 調整交付金は、普通調整交付金（国民健康保険の国庫負担金及び被用者保険等保険者拠出金等の算定等に関する政令（昭和34年政令第41号。以下</p>

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で定めるところにより算出した額を交付する。

(1) 被保険者に係る所得及び被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者に係る所得及び当該被保険者の数

(2) アに掲げる合算額及びイに掲げる額の合算額
 ア 被保険者に係る療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額、入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額、前期高齢者納付金、後期高齢者支援金及び病床転換支援金の納付に要する費用の額（前期高齢者交付金がある場合には、これを控除した額）並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

「政令」という。）第4条の2第1項第1号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）及び特別調整交付金（同項第2号に掲げる事項を勘案して交付する調整交付金をいう。以下同じ。）とする。

2 普通調整交付金は、次に掲げるものの市町村間における格差を勘案して、各市町村に対し、知事（地方自治法（昭和22年法律第67号）第153条第1項の規定により知事の権限に属する事務が委任されている場合にあつては、当該委任を受けた鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）第13条第2項に規定する福祉保健部長。以下同じ。）が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。

(1) 一般被保険者（政令第2条第1項第1号に規定する一般被保険者をいう。以下同じ。）に係る所得及び当該被保険者の数並びに介護保険第2号被保険者（政令第1条第1項に規定する介護保険第2号被保険者をいう。）に係る所得及び当該被保険者の数

(2) 次に掲げる額の合算額

ア 一般被保険者に係る療養の給付（法第36条第1項に規定する療養の給付をいう。）に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金（法第42条第1項に規定する一部負担金をいう。）に相当する額を控除した額、入院時食事療養費（法第52条第1項に規定する入院時食事療養費をいう。）、入院時生活療養費（法第52条の2第1項に規定する入院時生活療養費をいう。）、保険外併用療養費（法第53条第1項に規定する保険外併用療養費をいう。）、特定療養費（健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第11条の規定による改正前の法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。）、療養費（法第54条第1項及び第2項に規定する療養費をいう。）、訪問看護療養費（法第54条の2第1項に規定する訪問看護療養費をいう。）、特別療養費（法第54条の3第1項に規定する特別療養費をいう。）、移送費（法第54条の4第1項に規定する移送費をいう。）及び高額療養費（法第57条の2第1項に規定する高額療養費をいう。）の支給に要する費用の額、老人保健医療費拠出金（政令第2条第1項第2号に規定する老人保健医療費拠出金をいう。）の納付に要する費用の額から退職被

イ 介護納付金の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で定めるところにより交付する。

4～6 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が調整交付金交付要綱で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 略

(経過措置)

第2条～第5条 略

第6条 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第11条の規定による改正前の法第53条第1項に規定する特定療養費を支給した市町村における第3条の規定の適用については、同条第2項第2号ア中「保険外併用療養費」とあるのは、「保険外併用療養費、特定療養費(健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)第11条の規定による改正前の法第53条第1項に規定する特定療養費をいう。)」とする。

第7条 退職被保険者等所属市町村における第3条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中、同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第3条第2項第1号	被保険者に係る所得及び被保険者	一般被保険者に係る所得及び一般被保険者
第3条第2項第2号ア	被保険者 納付に要する費用の額	一般被保険者 納付に要する費用の額から、調整対象基準額、後期高齢者支援金及び病

保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額(同号に規定する退職被保険者等に係る負担調整前老人保健医療費拠出金相当額をいう。)を控除した額並びにその他の国民健康保険事業に要する費用の額の合算額

イ 介護納付金(政令第1条第1項に規定する介護納付金をいう。)の納付に要する費用の額

3 特別調整交付金は、国民健康保険事業の運営の安定化に資する事業を実施し、又はその他国民健康保険の財政に影響を与える特別な事情がある市町村に対し、知事が調整交付金交付要綱で別に定めるところにより交付する。

4～6 略

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 略

(経過措置)

第2条～第5条 略

		床転換支援金の額 の合算額に退職被 保険者等所属割合 を乗じて得た額を 控除した額
--	--	---

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。